令和６年度
第１回いじめ対策総点検
学校訪問指導報告書

期　日　　令和６年８月 30 日（金）
10 時 00 分～12 時 00 分

会　場　　県立新発田南高等学校（応接室）

新潟県は一人一人を伸ばす教育を推進しています

～新潟県教育委員会～

１　日　程

10:00～10:50　　現状の聴き取り、協議
10:50～12:00　　グループワーク（シミュレーション）

２　訪問者

生徒指導課	支援・相談班	副参事指導主事	近藤　宏　様
生徒指導課	いじめ対策室	指導主事	山田　茂　様

３　参加者

村上市立保内小学校職員
県立新発田南高等学校

ＰＴＡ会長	渡辺　宗貴　様
校長	岩井　智幸
教頭	大倉　守正
教頭	澁谷　亮輔
いじめ対策推進教員	阿部　竹靖
生徒指導主事	阿部　竹靖
１学年主任	山田　睦雄
２学年主任	江川　慎也
３学年主任	金子　泰之

４　見学者

県立新発田南高等学校

１学年	星野　克美
２学年	渡辺　知秀
３学年	堀内　義博

配付用①

令和６年度　第１回いじめ対策総点検　グループワーク資料

事案

「被害生徒：A」「加害生徒：B」「情報提供者：C」「周辺生徒：D」
※すべて１学年の生徒とする
「担任：X教諭」

ある月曜日の昼休み、女子生徒Cから、担任であるX教諭に報告がありました

- Cはこの後、部活動の集まりがあって時間があまりない
- AがＳＮＳ上で誹謗中傷されている
- Aが可哀そうだ
- Cの名前を出して対応することはやめてほしい

X教諭は、詳しく聞かせてもらうため、放課後に教務室へ来てもらえるようにCと約束した
X教諭は、知り得た情報を報告することにした

場面１　組織的対応【事案発生から第１次判断まで】

X教諭は本事案について報告することにしました。その後、組織としてどのように対応するか、その日の見通しをもつところまで、実際にやってみましょう。

配付用②

場面１　ポイント

ポイント①　事案を把握した教員から推進教員及び管理職まで迅速に報告されているか

ポイント②　校長は、この事案を「いじめの疑いあり」と第１次判断して、今後の対応策を集まれる職員で検討するために、対策会議の招集を指示しているか

ポイント③　Ｃへの聴き取り担当者や確認するべき項目について検討されているか

ポイント④　Ｃが自分の名前を出しての対応を拒んでいるため、周辺生徒、加害生徒への聴き取り方法等について、配慮が必要な点について検討することができたか

ポイント⑤　Ａの所在確認を行っているか

ポイント⑥　その日（月曜日）のＡの保護者への連絡方法及び連絡内容について、担任任せにせず、検討する見通しをもつことができたか

ポイント⑦　職員への情報共有について、確認する見通しをもつことができたか（全体と関係職員に対して）

ポイント⑧　会議や対応の記録を残すことについて、確認しているか（記録係の役割指名）

ポイント⑨　前籍校からの申し送り事項などの確認を指示しているか

ポイント⑩　重大事態の有無について検討されているか

ポイント⑪　警察との連携の必要性について検討されているか

配付用③

場面２　第１次判断後、学校の対応方針について検討
【学校いじめ対策会議１回目において】

Ｃから聴き取った内容をもとに、対策組織としてどのように対応するか、実際に検討してみましょう。

Ｃから聴き取った内容を学校いじめ対策会議で共有しました
（補足情報）
- 本日のＳＨＲ時、Ａに特に変わった様子はなかった
- Ａは、先週の木曜日と金曜日、体調不良を理由に学校を欠席している
- 本日、５限の時間帯、Ａは保健室で休養した
- Ｘ教諭と学年主任で、Ｃから聴き取りを行った

＜Ｃからの聴き取った内容＞
- 一昨日（土曜日）、ＢやＤを含む５名によるＬＩＮＥグループに、Ｂが「Ａってキモい」「誰にでもいい顔する」「学校にこなければいいのに」と書き込んだ
- ＡやＣはそのＬＩＮＥグループには入っていない
- Ｃは、Ｂと仲の良い女子生徒Ｄから書き込みについて教えてもらい画面を確認した
- Ｃはスクリーンショットで保存した画面を所有していた
- Ａは恐らくＢの書き込みを知らないと思う
- ＡとＣは同じ中学校の出身であり、部活は異なるが一緒に登下校するなど、普段から行動を共にしている
- ＢとＡの出身中学校は異なるが、現在、吹奏楽部で一緒に活動している
- Ｄとの関係もあるので、Ｃの名前を出しての対応は止めてほしい

＜学校としての対応＞
- Ｃの所有していたスクリーンショットのデータを確保した
- Ｃに報告してくれたことに感謝を伝え、他言しないように依頼した

配付用④

場面２　ポイント

ポイント①　　ＡがＬＩＮＥへの書き込みを知らない状況「いじめ類似行為」である可能性を考慮した対応が検討されているか

(1)　ＡがＬＩＮＥの書き込みを知ることで、いじめを受けたことと同様のショックを受けることを想定し、Ａには知らせずに「いじめ類似行為」として調査を進めること

(2)　書き込みの内容をＡに伝えるか、保護者の意向を確認すること

ポイント②　　ＡとＢの関係性やＡの最近の様子など、吹奏楽部顧問や養護教諭から情報収集することについて検討しているか

ポイント③　　加害生徒のいじめ行為を止めさせるための指導方法について、以下のようなことが検討されているか

（加害生徒への聴き取り、指導方法などの具体の例）

○　周辺生徒からの聴き取り結果やスクリーンショットの画像を根拠に加害生徒を指導することができること

○　関係生徒が特定されないよう配慮しながら、アンケート調査を実施し、情報があれば加害生徒に聴き取りを行うことができること

○　加害生徒への直接的な対応を控え、集会等での全体指導をすることができること

ポイント④　　Ａ保護者に伝える学校の対応方針として、以下のようなことが検討されているか

(1)　学校が行う調査や指導の方法について具体的な例をあげ意向を確認すること

（Ａ保護者に示す具体的な対応方針の例）

○　アンケートなどにより周辺生徒から情報を収集できること

○　全教職員で、情報を共有し、教職員全員で見守ること

○　いじめが止まなかったり、エスカレートした場合には、早く申し出てもらい、いじめが止むまで学校は対応を続けること

○　ＬＩＮＥ上の誹謗中傷等について、拡散の状況を確認し関わりのある生徒を特定した上で、可能なかぎり削除を試みること

○　ＳＮＳ上の誹謗中傷等について、被害生徒及び保護者の要望に応じた対応窓口の紹介（総務省「インターネットトラブル事例集」等や警察への相談を促すこと

(2)　被害生徒やその保護者の意向を踏まえながら、継続的に対応をしていくことを伝えること

ポイント⑤　　Ｃが自分の名前を出しての対応を拒んでいるため、周辺生徒、加害生徒への聴き取り方法等について、配慮が必要な点について検討することができたか

ポイント⑥　　明日以降、学校におけるＡとＢの関わり方についての見守り体制など、

教職員と情報共有し対応を検討しているか

ポイント⑦　担任任せにせず、複数の職員で対応するよう検討しているか

ポイント⑧　C保護者への報告について検討しているか

（参考資料）

- 保護者の皆様へ新しく制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を知っていますか
- 総務省「インターネットトラブル事例集」
- 令和５年２月 10 日付け生教指第 317 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」

配付用⑤

場面３　Ａ保護者に学校の対応方針を伝えた後の対応
【学校いじめ対策会議２回目において】

火曜日２限の時間帯、Ａ保護者に電話で報告を行った際の反応を共有した。
Ａ保護者来校時、Ａ保護者の要望にどのように対応するか検討してください。

Ｘ教諭が、月曜日１８時頃、対策会議で検討された内容をまとめＡ保護者に電話で報告した

＜Ｘ教諭からＡ母に報告した内容＞

- Ｃから聴き取った内容を、Ａ保護者に伝え、以下の対応方針を伝えた
  (1) 電話では説明しきれない部分もあるため、概要の説明を行い、火曜日（Ａが学校にいる時間帯）自宅に伺い説明させてもらえるように依頼した
  (2) ＡについてＬＩＮＥで誹謗中傷されている疑いがあるため、加害生徒に対して学校としていじめ行為をやめさせるための指導や拡散防止の対応を考えていることを伝えた
  (3) Ａにこの状況を伝えるかどうか判断を依頼した

＜Ａ母から確認した内容＞

- 学校の対応方針は理解できた
- 家庭訪問ではなく、明日 13 時に学校に行く
- 保存している画面も見せてもらいたい
- Ａに伝えるタイミングは、今晩、Ａ父と相談し回答します
- 書き込みの内容が酷いようであれば、Ｂからの謝罪を求めたい気持ちもある
- 学校での対応が難しいようであれば警察への相談も検討する

配付用⑥

場面３　ポイント

ポイント①　　場面２で検討した＜ポイント①②③④⑤＞具体的な対応方針を踏まえ、Ａ保護者来校時に伝える内容について整理したか

ポイント②　　Ａに書き込みの内容を伝える場合の対応について検討しているか

＜Ａへの対応＞

○　Ａが書き込みの内容を見ているか確認する
○　Ｂとの間にあるトラブルを確認する
○　Ｂへの対応について意向を確認する
○　Ａが当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性を考慮して、スクールカウンセラーとの面談を提案する

＜Ｂへの対応＞

○　Ａとの間にあるトラブルを確認する
○　ＬＩＮＥへの書き込みについて確認する
○　ＬＩＮＥへの書き込みについて指導し、拡散の範囲を確認し可能な範囲で削除を試みる

※　Ｂに指導する際には、情報の発信源を詮索しないように指導する

ポイント③　　Ａに書き込みの内容を伝えない場合の対応について検討しているか

＜Ａへの対応＞

○　Ａの最近の様子から、Ａに声かけを行い面談の機会を設ける
○　吹奏楽部内、授業中におけるＡとＢの関わりについて、見守りの体制をつくる
○　学年集会等で全体への指導という形でＳＮＳの利用について注意喚起を行う

＜Ｂへの対応＞

○　Ａ保護者にＢへの対応の意向を確認する
○　Ａとの間にあるトラブルを確認する
○　ＬＩＮＥへの書き込みについて確認する
○　ＬＩＮＥへの書き込みについて指導し、拡散の範囲を確認し可能な範囲で削除を試みる

※　Ｂに指導する際には、情報の発信源を詮索しないように指導する

ポイント④　　Ａ保護者への書き込み内容の示し方について検討しているか

ポイント⑤　　Ａ保護者がＢからの謝罪を求めた場合の対応について検討しているか

※　国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（23 ページ）iii）いじめに対する措置において「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。」と示している。

また、謝罪の会により、事態が解決に向かうことがある一方で、逆にこじれるケースも多いことに留意すべきである。

・学校は、謝罪を強要できないこと

・謝罪は、双方の同意がなければ成り立たないこと

をふまえ、学校から被害・加害双方の家庭に対し、主体的に謝罪の場を提案したり、要請したりすることは控え、慎重に対応すべきである。

謝罪の会が不首尾に終わった場合、被害・加害双方から学校の対応への不満や不信を向けられるケースもある。

保護者の皆様へ

訂正版

新しく制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を知っていますか

令和２年12月25日に**「新潟県いじめ等の対策に関する条例」**ができました。これは、新潟県内の全ての子供達が、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られました。

１　制定の趣旨

条例前文には

- 本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。
- 児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

と書かれています。この趣旨を踏まえ、私たち一人ひとりが、いじめ等の対策を推進するために協力し合う必要があります。

ところで、そもそも「いじめ」とは何でしょうか？

法律では、次のように定義されています。

- 学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの
- 暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- 行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- インターネット上で行われたものも含む

「いじめ」の捉えは今と昔では違ってきています！

以前は、**「自分より弱い者に対して」**や、**「一方的に」**、**「継続的に」**、**「深刻な」**などが含まれていましたが、現在は削除されています。

代わりに、重視しているのは、**「本人の被害感」**です。

「ひやかし」や**「いじり」**のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは**「いじめ」**です。

たとえ、傷付ける意図がなくても、相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性がある」として、対応します。その対応は、一律ではなく、状況に応じて違います。そのため、学校と保護者の協力が必要であることをご理解ください。

２　条例の特徴

この条例は、基本的には平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」という法律に基づいて作成されたものです。特徴的な条文をいくつか紹介します。

特徴１　新たに「いじめ類似行為」を加えたこと

（定義）
第２条
２　この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。
※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

ポイント

いじめ類似行為とは？

例えば･･･ＳＮＳ等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は保護者などと連携しながら指導を行います。なお、まだ「いじめ」に気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要があります。

「いじめ類似行為」が加わったのは、インターネット等を介して見付けにくくなったいじめを見逃さないようにすることがねらいです。

特徴２　県民に対して通報を呼び掛けていること

（県民及び事業者の協力）
第10条　県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

ポイント

いじめを小さな芽のうちから発見・対応し、重大事態に発展させないようにするためにも、「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合は、まずは学校に報告・相談してください。

特徴③　「保護者の責務」を明記したこと

（保護者の責務）

第8条　保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

ポイント

児童生徒と同様に、保護者も、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解することが求められています。

特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であること（デジタルタトゥー）の怖さを十分に理解する必要があります。

また、保護者はこういったいじめから子供を守るためにも、被害・加害を問わず、学校と協力して事案の解決に取り組むことが重要です。

なお、児童生徒に対しては、SNS等で交わされる誹謗中傷をはじめとして、いじめやいじめ類似行為を見つけたら、通報や相談をする役割があることが示されています。（第9条）

お子様をいじめの被害者にも、加害者にもさせないことが大切です。お子様から保護者の皆様に相談がありましたら、学校にお知らせください！

特徴④　インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

（インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等）

第13条　県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2　県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

ポイント

「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっていることを踏まえ、SNS等のインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するための体制を整備する必要があります。

新潟県教育委員会では、令和元年度から県立学校に向けた「SNS教育プログラム」を作成して、授業等をとおして、児童生徒が情報モラル等を学ぶ機会を設けております。今後、県内の市町村立学校に対しても「SNS教育プログラム」を広げたり、保護者のみなさまへの啓発を行ったりしていく予定です。

（SNS教育プログラムは新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載）

いじめは、重大な人権侵害です。この条例は、いじめ防止対策推進法と同様に、全ての児童生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、子どもの健やかな成長を願って作られたものです。そのためにも、学校、家庭、地域が一丸となり、社会全体で「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識をますます高めていきましょう。

条例は新潟県のホームページからダウンロードできます

トップページ > 分類でさがす > 県政情報 > 議会 > 新潟県議会 > 議員提案による政策条例 > 議員提案による政策条例 > 新潟県いじめ等の対策に関する条例

（https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gikai/jorei-ijime.html）

新潟県教育庁生徒指導課

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

心のSOS まもろうよこころ（厚生労働省）

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士 または 法的トラブル解決のための「総合案内所」法テラス

0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります（要件確認あり）。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口 警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい（民間機関）

有害情報も通報したい（民間機関）

迅速な助言 違法・有害情報相談センター（総務省）

www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広にアドバイスします。

削除要請・助言 人権相談（法務省）

人権イメージキャラクター 人KENまもる君

0570-003-110

www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請※を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。

プロバイダへの連絡 誹謗中傷ホットライン

セーファーインターネット協会

www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。

迅速な削除の要請 セーフライン

www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。

サイトへの削除依頼 インターネット・ホットラインセンター（警察庁）

www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。

※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。